



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社タチエス
代 表 者 名 代表取締役社長 中山 太郎
(コード番号 7239 東証第一部)
問 合 せ 先 総務部 総務課 (TEL 042-546-8111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会に、定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等の記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能とする規定を当社定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）に新設するものであります。
- (2) 取締役会及び監査役会の機動的な運営を図るため、招集手続きを経ることなく取締役会又は監査役会を開催することを可能とする規定を当社定款第22条第2項（取締役会の招集通知）及び第30条第2項（監査役会の招集通知）に新設するものであります。
- (3) 取締役会をより機動的に運営できるようにするため、取締役会の書面決議を可能とする規定を当社定款第23条（取締役会の決議の省略）に新設するものであります。
- (4) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を当社定款第26条第4項及び第5項（監査役の定員及び選任）に新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めると共に、当社定款第27条第2項（監査役の任期）を変更し、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を当社定款第34条（剰余金の配当等の決定機関）に新設すると共に、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第34条（中間配当）を削除し、当社定款第35条第2項及び第3項（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。なお、本定款第34条の新設は株主総会決議による剰余金の処分権限を排除するものではありません。
- (6) その他条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月23日（木曜日）
定款変更の効力発生日 平成29年6月23日（木曜日）

以 上

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
第8～11条 (条文省略)	第7～10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12～14条 (条文省略) (新設)	第11～13条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第15～16条 (条文省略)	第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第15～16条 (条文省略)	第15～16条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第17～21条 (条文省略)	第17～21条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第22条 (条文省略) (新設)	第22条 (現行どおり) ② <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>
(新設)	(取締役会の決議の省略) 第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u>
第23～24条 (条文省略)	第24～25条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(監査役の前員及び選任)	(監査役の前員及び選任)
第25条 (条文省略) ② (条文省略) ③ (条文省略)	第26条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の任期) 第26条 (条文省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>第27～28条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第30～31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第33条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当) 第34条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p> <p>第35条 (条文省略)</p>	<p>④ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>⑤ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期) 第27条 (現行どおり)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。 <u>ただし、前条第4項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第28～29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第30条 (現行どおり)</p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第31～32条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第34条 <u>当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>